

平成30年3月30日

各 位

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社 (管理会社コード：13084)
代表者名	代表取締役社長 柴田拓美
問い合わせ先	ETF開発部 今井幸英 (TEL. 03-6447-6581)

ETFの名称および投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、上場インデックスファンド海外債券（Citi WGBI）毎月分配型（証券コード：1677）に係る投資信託名称および投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容および理由

運用目標とするベンチマークの名称が「シティ世界国債インデックス」から「FTSE世界国債インデックス」へ変更となったことに伴い、投資信託約款の一部に所要の変更を行います。

あわせて、投資信託名称を「上場インデックスファンド海外債券（Citi WGBI）毎月分配型」から「上場インデックスファンド海外債券（FTSE WGBI）毎月分配型」へ変更いたします。

※投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙1をご参照ください。

2. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 平成30年4月10日

変更日 : 平成30年4月11日

3. 変更に関する異議を述べる事が出来る期間及びその方法

今回の約款変更は当該投資信託の商品としての基本的な性格には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面決議等の対応は行ないません。

以 上

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド海外債券 (Citi WGBI) 毎月分配型 約款 信託の名称
 第20条
 第33条
 第43条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
信託の名称 上場インデックスファンド海外債券 (FTSE WGBI) 毎月分配型	信託の名称 上場インデックスファンド海外債券 (Citi WGBI) 毎月分配型

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(運用の基本方針) 第20条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックス (この信託では、「 <u>FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)</u> 」を対象インデックスとします。) の変動率に一致させることを目指して、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。 2. ～9. (略)	(運用の基本方針) 第20条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックス (この信託では、「 <u>シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)</u> 」を対象インデックスとします。) の変動率に一致させることを目指して、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。 2. ～9. (同 左)

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(信託事務等の諸費用) 第33条 ① (略) ②前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用 (消費税等相当額を含みます。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。 1. ～9. (略) 10. 「 <u>FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)</u> 」その他これに類する標章の使用料 11. ～12. (略) ③～⑤ (略)	(信託事務等の諸費用) 第33条 ① (同 左) ②前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用 (消費税等相当額を含みます。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。 1. ～9. (同 左) 10. 「 <u>シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)</u> 」その他これに類する標章の使用料 11. ～12. (同 左) ③～⑤ (同 左)

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(信託契約の解約) 第43条 ① (略)</p> <p>②委託者は、信託期間中において以下の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 2. <u>FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)</u> が廃止された場合 3. <u>FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)</u> の計算方法の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第48条第4項の規定を満たさず、行なわれないこととなった場合 <p>なお、第1号に掲げる事由について、すべての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。</p> <p>③～⑥ (略)</p>	<p>(信託契約の解約) 第43条 ① (同 左)</p> <p>②委託者は、信託期間中において以下の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 2. <u>シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)</u> が廃止された場合 3. <u>シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)</u> の計算方法の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第48条第4項の規定を満たさず、行なわれないこととなった場合 <p>なお、第1号に掲げる事由について、すべての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。</p> <p>③～⑥ (同 左)</p>

以 上